

裁判所と傍聴

写真上は名古屋の裁判所庁舎。今から 20 年前、名古屋地裁の大法廷で「中部新空港関連事業住民訴訟」原告・住民側証人尋問に立ったことがある。私にとって「9・11」だ。この時の裁判長の顔はよく覚えており、地下鉄で何回か会ったこともある。判決を聞くために、傍聴に行ったが、残念ながら原告住民「敗訴」だった。でも、判決のなかで私の陳述に関係することも読まれていた。



その後、裁判所に行くこともなかったが、名古屋市瑞穂区白龍の高層マンション建設に伴う住民でっち上げ事件で、6 階の法廷に通いレポートを書いた。こちらは不当に逮捕され「被告」にされた住民が勝訴して、寒風吹きつけるなかの報告集会で、感激したことが忘れられない。



次の写真は、大阪の裁判所庁舎。ここには昨年春から、原発賠償関西訴訟公判を傍聴するため定期的に通っている。原発訴訟ということで関心が高く、いつも傍聴券は抽選となる。夏の炎天下で並び、パソコンによる抽選で傍聴できるか決まる。名古屋地裁は法廷前に並んで、赤か白の棒を引く抽選だった。抽選に外れると、地域の人に傍聴券を譲ってもらったこともあった。大阪は競争が激しく、傍聴できるのは半々で、抽選に外れると弁護士会館に行った。

大阪地裁で感じるのは、裁判所職員の横柄な態度だ。炎天下や寒風のなかでロープのなかに並ばせるだけでなく、傍聴人がまるで悪さをするかのように、多くの職員が監視の目を光らせる。傍聴券を入手してから、入口でまた荷物検査のために並ばなくてはならない。とにかく高圧的だ。

写真下は朝日新聞 9 月 20 日朝刊。東電旧経営陣が無罪判決となった東京地裁前の原告ら。とにかく酷い判決である。それと『週刊金曜日』9 月 27 日号のルポライター明石昇二郎さんによる裁判ルポで、傍聴について書かれていたことが気になった。



37 回にわたった公判では傍聴人に対し、異常なまでに厳重な身体検査や荷物検査が実施された。眼鏡にカメラが仕込まれているのではないかと疑われる傍聴人が続出。特に、黒い縁の眼鏡をかけていた者たちが疑われた。筆者に至っては、シャツを捲られ、ズボンのベルトを外して身体検査に臨まなければならないほどだった。もちろん、永渕裁判長の指示によるものである。抗議の意味を込め、身体検査の際に自ら下着姿になる女性もいたほどだ。法廷内に持ち込める物はノートと筆記用具に限られ、団扇さえも金属探知機で厳重にチェック。ペットボトル飲料の持ち込みも禁止された。長時間にわたる公判の際には、水分の補給ができずに体調を崩す人もいたが、それでも最後まで改められことはなかった。

(2019 年 10 月 6 日)